

第23回参議院議員通常選挙

投票日は

7.21日

午前7:00 ▶ 午後7:00

※山形町の投票時間は午後6時までです



市内投票所の一覧

投票区	投票所の場所	投票区	投票所の場所	投票区	投票所の場所
第1投票区	久慈保育園	第21投票区	山口地区伝承館	第41投票区	桑畑公民館
第2投票区	保健センター(子育て支援センター)	第22投票区	根井青少年会館	第42投票区	山根生活改善センター(山根公民館)
第3投票区	田屋子供会館	第23投票区	滝いちご館	第43投票区	端神公民館
第4投票区	中央公民館久慈湊分館	第24投票区	はなだて公民館	第44投票区	細野公民館
第5投票区	旭町公民館	第25投票区	高砂公民館	第45投票区	木売内公民館
第6投票区	中央公民館	第26投票区	農村環境改善センター(夏井公民館)	第46投票区	深田公民館
第7投票区	久慈中学校	第27投票区	夏井小学校	第47投票区	小田瀬青少年会館
第8投票区	畑田保育園	第28投票区	くにさか公民館	第48投票区	山形総合センター
第9投票区	枝成沢公民館	第29投票区	夏井農村地域交流館(川代地区交流館)	第49投票区	霜畑地区コミュニティセンター
第10投票区	川貫公民館	第30投票区	消防団第4分団第1部屯所	第50投票区	霜畑営農研修館
第11投票区	日吉公民館	第31投票区	滝の沢青少年会館	第51投票区	小国地区多目的集会施設
第12投票区	岩瀬張公民館	第32投票区	宇部地区デイサービスセンター	第52投票区	下国・岡沢地区集会所
第13投票区	小久慈公民館	第33投票区	中田親交館	第53投票区	来内地区集落センター
第14投票区	久慈市文化財保管施設(旧長内中学校)	第34投票区	川原屋敷地区農村センター	第54投票区	荷軽部地区集落センター
第15投票区	田高公民館	第35投票区	久喜地区漁村センター	第55投票区	日野沢公民館
第16投票区	勤労者家庭支援施設(長内公民館)	第36投票区	小袖漁村センター	第56投票区	岡堀公民館
第17投票区	防災センター	第37投票区	侍浜地区農村センター(侍浜公民館)	第57投票区	戸呂町地区集落センター
第18投票区	二子公民館	第38投票区	横沼公民館	第58投票区	新田集会場
第19投票区	大川目農村総合センター(大川目公民館)	第39投票区	麦生農村センター	第59投票区	つなぎ地区消防コミュニティセンター
第20投票区	大川目小学校	第40投票区	堀切ふれあいセンター	第60投票区	向屋敷生活伝承館



即日開票します

投票時間終了後に開票が行われます。開票の様子は参観できます。
▶時間…午後8時30分～(午後8時開場)
▶会場…市民体育館
▶参観できる人…選挙人名簿に登録されている人。当日、会場で受け付けしてください(上履き持参)

入方法：候補者の氏名または政党その他政治団体の名称を記入
■入場券を必ず持参
 投票所入場券は投票をスムーズに行うためのもので、自分が投票する場所も記載されています。(投票所は上表のとおり)
 投票の際は、自分の投票所を確認の上、投票所入場券を忘れずに持参してください。
■入場券の発送
 今回投票できる人には投票所入場券を7月5日に発送する予定です。お手元の入場券に記載された内容に誤りがあるときや、届いていないときは、お早めに市選挙管理委員会にご連絡ください。
 紛失した場合は、投票所の係員に紛失した旨をお伝えください。

■期日前や不在でも投票可能
■期日前でも投票できません
 仕事や冠婚葬祭などがあったり、病気や妊娠などで歩行が困難な人など、投票日に投票できない人は「期日前投票制度」をご利用ください。
▼日時：7月5日(金)20日(土)午前8時30分～午後8時
▼会場：①市役所1階・第3会議室(議会棟側) ②山形総合センター1階・研修室
■不在者投票のご利用
 次のいずれかに該当する人は「不在者投票制度」をご利用ください。手続きには時間が掛かりますので、お早めに市選挙管理委員会までご連絡をお願いします。
 ①出稼などで市外にお住まいの人：不在者投票用紙の

忘れずに投票をお願いします！
 期日前・不在者投票もご利用ください！

請求書に必要な事項を記入の上、市選挙管理委員会に提出してください。(郵送可)
 ②病院や施設に入院・入所している人：入院・入所している療養先の院長(施設長)を通じて不在者投票用紙を請求してください。指定病院・指定施設であれば療養先で投票できます。
 ③船員で不在の人：指定港で不在者投票する場合は「選挙人名簿登録証明書」と「船員手帳」が必要です。交付を希望する人は、お早めに手続きをお願いします。

投票できる人
 今回投票できるのは、平成5年7月22日までに生まれた人のうち、平成25年7月3日現在、引き続き3カ月以上久慈市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人です。
■市内で異動した人は
 平成25年7月3日以降に住所異動の届出をされた人は、異動前の投票所で投票することになります。郵送で届く投票所入場券を確認いただくか、市選挙管理委員会にお問い合わせください。
■本市に転入した人は
 平成25年4月3日までに久慈市に転入届出をされた人は投票することができます。

4月4日以後に転入届出をされた人は、次のいずれかの方法で投票をお願いします。
 ①前の住所地で投票
 ②前の住所地の選挙管理委員会に不在者投票用紙を請求して久慈市で投票
■投票は7時スタート
 投票日は7月21日(日)です。投票時間は午前7時から午後7時(山形町内は午後6時)までです。
■投票用紙は2種類
 投票用紙は2種類です。種類によって記入方法も異なりますのでご注意ください。
 ①岩手県選出議員選挙の記入方法：候補者の氏名を記入
 ②比例代表選出議員選挙の記

インターネットを使った選挙運動が始まります

今回の参議院議員通常選挙では、インターネットを使った次の選挙運動ができるようになります。
 ①有権者…ウェブサイトなどを利用した選挙運動
 ②候補者・政党など…電子メールとウェブサイトなどを利用した選挙運動

※以下の行為は禁止されています
 ・選挙運動期間外の選挙運動
 ・未成年者の選挙運動
 ・H Pや電子メールなどを印刷して頒布すること
 ・誹謗中傷やなりすまし、ウェブサイトの改ざんなど選挙運動の妨害

詳しくは総務省HP (<http://www.soumu.go.jp/>) をご覧ください

